

### 1 策定の経緯及び関連資料

- (1) 「埼玉県性の多様性を尊重した社会づくり基本計画」策定の経緯
- (2) 埼玉県性の多様性に関する施策推進会議設置要綱及び委員名簿

### 2 関係法令

- (1) 埼玉県性の多様性を尊重した社会づくり条例（令和四年七月八日条例第三十三号）
- (2) 性的指向及びジェンダーアイデンティティの多様性に関する国民の理解の増進に関する法律（令和五年法律第六十八号）

## 1 策定の経緯及び関連資料

### (1) 「埼玉県性の多様性を尊重した社会づくり基本計画」策定の経緯

#### ア 埼玉県性の多様性に関する施策推進会議

開催日	主な議題
令和4年7月26日	条例に基づく基本計画の策定について
令和4年11月24日	埼玉県性の多様性を尊重した社会づくり基本計画（素案）について
令和5年4月24日	埼玉県性の多様性を尊重した社会づくり基本計画（案）について

#### イ 埼玉県人権政策推進会議 性の多様性の尊重委員会

開催日	主な議題
令和4年7月19日	条例に基づく基本計画の策定について
令和4年11月21日	埼玉県性の多様性を尊重した社会づくり基本計画（素案）について
令和5年4月20日	埼玉県性の多様性を尊重した社会づくり基本計画（案）について

#### ウ 県民意見の募集

県民コメントの実施（令和5年2月1日から2月28日、意見数 417件）

#### エ 県議会における報告

埼玉県議会6月定例会総務県民生活委員会で「埼玉県性の多様性を尊重した社会づくり基本計画（案）」を行政課題報告（令和5年7月3日）

## (2) 埼玉県性の多様性に関する施策推進会議設置要綱及び委員名簿

### ア 埼玉県性の多様性に関する施策推進会議設置要綱

(設置)

第1条 埼玉県における性の多様性を尊重した社会づくりに関する取組を推進するために、埼玉県性の多様性に関する施策推進会議（以下「推進会議」という。）を設置する。

(所掌事務)

第2条 推進会議は、次に掲げる必要な事項のうち、知事が提示する議題について検討する。

- (1) 性の多様性に関する県の取組に関すること。
- (2) その他知事が必要と認める事項に関すること。

(構成員)

第3条 推進会議の委員は、次に掲げる者のうちから選任する。

- (1) 性の多様性又は男女共同参画、人権に関する学識経験のある者
- (2) 性の多様性に関する当事者支援団体の者
- (3) 民間企業者団体及び労働者団体の者
- (4) 市町村の職員

(委員長)

第4条 推進会議に委員長を置き、委員の互選により選出する。

- 2 副委員長は、委員長が指名する。
- 3 委員長に事故あるときは、副委員長が委員長を代行する。

(委員の任期)

第5条 委員の任期は2年間とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

- 2 委員は、再任されることができる。

(推進会議)

第6条 推進会議は、委員長が招集し、その議長となる。

2 推進会議は原則として公開する。ただし、推進会議を公開することにより、公正かつ円滑に議事運営に著しい支障が生じると認められる場合は、出席者の過半数で決し、可否同数のときは委員長の決するところにより、非公開とすることができる。

3 第3条第4号の委員が出席できない場合は、代理の者が出席することができる。

(関係者の出席)

第7条 推進会議は、必要があると認めるときは、関係者の出席を求めて意見を聴くことができる。

(庶務)

第8条 推進会議の庶務は、県民生活部人権・男女共同参画課において処理する。

(その他)

第9条 この要綱に定めるもののほか、推進会議の運営について必要な事項は別に定める。

附 則

この要綱は、令和4年6月1日から施行する。

イ 埼玉県性の多様性に関する施策推進会議委員名簿

(任期：令和4年6月1日～令和6年5月31日)

氏名	所属・役職 等	備考
石崎 裕子	跡見学園女子大学観光コミュニティ学部准教授	
遠藤 まめた	一般社団法人にじーず代表	
大谷 誠一	日本労働組合総連合会埼玉県連合会副事務局長	
栗田 美和子	株式会社デリモ代表取締役社長	
白神 晃子	立正大学 社会福祉学部准教授	
新藤 達也	さいたま市市民生活部人権政策・男女共同参画課長	
田代 美江子	埼玉大学副学長（ダイバーシティ推進・キャンパス環境改善担当）、ダイバーシティ推進センター長	委員長
忠平 訓	三芳町総務課長	
原 ミナ汰	特定非営利活動法人共生社会をつくるセクシュアル・マイノリティ支援全国ネットワーク代表理事	
前園 進也	弁護士	副委員長
松岡 宗嗣	一般社団法人 fair 代表理事	
渡辺 大輔	埼玉大学基盤教育研究センター准教授	

(50音順、敬称略)

## 2 関係法令

### (1) 埼玉県性の多様性を尊重した社会づくり条例（令和四年七月八日条例第三十三号）

#### （目的）

第一条 この条例は、男女という二つの枠組みではなく連続的かつ多様である性の在り方の尊重について、その緊要性に鑑み、性的指向及び性自認の多様性（以下「性の多様性」という。）を尊重した社会づくりに関し、基本理念を定め、県、県民及び事業者の責務を明らかにするとともに、性の多様性を尊重した社会づくりに関する施策の基本となる事項を定めることにより、性の多様性を尊重した社会づくりに関する取組を推進し、もって全ての人の人権が尊重される社会の実現に寄与することを目的とする。

#### （定義）

第二条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- 一 性的指向 自己の恋愛又は性的な関心の対象となる性別についての指向をいう。
- 二 性自認 自己の性別についての認識をいう。
- 三 パートナーシップ・ファミリーシップ 互いを人生のパートナー又は家族として尊重し、継続的に協力し合う関係をいう。

#### （基本理念）

第三条 性の多様性を尊重した社会づくりは、全ての人があらゆる場において性の多様性を尊重され、安心して生活できるよう、行われなければならない。

- 2 性の多様性を尊重した社会づくりに当たっては、性の多様性に関する理解の増進、相談体制の整備及び暮らしやすい環境づくりに関する取組が行われなければならない。

#### （差別的取扱い等の禁止）

第四条 何人も、性的指向又は性自認を理由とする不当な差別的取扱いをしてはならない。

- 2 何人も、性的指向又は性自認の表明に関して、強制し、又は禁止してはならない。

3 何人も、正当な理由なくアウトティング（性的指向又は性自認に関して本人の意に反して本人が秘密にしていることを明かすことをいう。）をしてはならない。

（県の責務）

第五条 県は、第三条に定める基本理念（以下「基本理念」という。）にのっとり、性の多様性を尊重した社会づくりに関する施策を総合的かつ計画的に実施するものとする。

2 県は、前項の施策を実施するに当たっては、市町村、関係団体等と相互に連携を図るものとする。

（市町村への支援）

第六条 県は、市町村が性の多様性を尊重した社会づくりに関する施策を実施するため、情報の提供、助言その他の必要な支援を行うものとする。

（県民の責務）

第七条 県民は、基本理念にのっとり、性の多様性に関する理解を深めるとともに、県が実施する性の多様性を尊重した社会づくりに関する施策に協力するよう努めるものとする。

（事業者の責務）

第八条 事業者は、基本理念にのっとり、性の多様性に関する理解を深め、その事業活動を行うに当たって性の多様性に配慮した取組を行うよう努めるとともに、県が実施する性の多様性を尊重した社会づくりに関する施策に協力するよう努めるものとする。

（基本計画）

第九条 県は、性の多様性を尊重した社会づくりに関する施策を総合的かつ計画的に推進するための計画（以下この条において「基本計画」という。）を策定するものとする。

2 基本計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。

- 一 性の多様性を尊重した社会づくりに関する基本方針
- 二 性の多様性を尊重した社会づくりに関する具体的施策

三 前二号に掲げるもののほか、性の多様性を尊重した社会づくりに関する施策を総合的かつ計画的に推進するために必要な事項

3 県は、基本計画を定め、又は変更したときは、遅滞なくこれを公表するものとする。

(性の多様性への配慮)

第十条 県は、基本理念にのっとり、県が実施する事務事業において、性の多様性に合理的な配慮をしなければならない。

(制度の整備等)

第十一条 県は、基本理念にのっとり、パートナーシップ・ファミリーシップに関する制度その他の性の多様性を尊重した社会づくりのための制度を整備する等必要な施策を講ずるものとする。

(啓発等)

第十二条 県は、性の多様性に関する県民等の理解を深め、暮らしやすい環境づくりを推進するため、必要な啓発、制度の周知等を行うものとする。

2 県は、学校の授業その他の教育活動において、性の多様性に関する理解を深めるため、学校の設置者と連携し、必要な施策を講ずるものとする。

(人材の育成)

第十三条 県は、性の多様性を尊重した社会づくりを担う人材を育成するための研修の実施その他の必要な施策を講ずるものとする。

(相談体制等の整備)

第十四条 県は、性の多様性に関する相談体制を整備するものとする。

2 県は、性の多様性を尊重した社会づくりに関する施策を総合的かつ計画的に実施するために必要な体制を整備するものとする。

(財政上の措置)

第十五条 県は、性の多様性を尊重した社会づくりに関する施策を推進するため、必要な財政上の措置を講ずるよう努め

るものとする。

附 則

- 1 この条例は、公布の日から施行する。
- 2 県は、社会状況の変化等を踏まえ、必要に応じこの条例について見直しを行うものとする。

## (2) 性的指向及びジェンダーアイデンティティの多様性に関する国民の理解の増進に関する法律(令和五年法律第六十八号)

### (目的)

第一条 この法律は、性的指向及びジェンダーアイデンティティの多様性に関する国民の理解が必ずしも十分でない現状に鑑み、性的指向及びジェンダーアイデンティティの多様性に関する国民の理解の増進に関する施策の推進に関し、基本理念を定め、並びに国及び地方公共団体の役割等を明らかにするとともに、基本計画の策定その他の必要な事項を定めることにより、性的指向及びジェンダーアイデンティティの多様性を受け入れる精神を涵養し、もって性的指向及びジェンダーアイデンティティの多様性に寛容な社会の実現に資することを目的とする。

### (定義)

第二条 この法律において「性的指向」とは、恋愛感情又は性的感情の対象となる性別についての指向をいう。

2 この法律において「ジェンダーアイデンティティ」とは、自己の属する性別についての認識に関するその同一性の有無又は程度に係る意識をいう。

### (基本理念)

第三条 性的指向及びジェンダーアイデンティティの多様性に関する国民の理解の増進に関する施策は、全ての国民が、その性的指向又はジェンダーアイデンティティにかかわらず、等しく基本的人権を享有するかけがえない個人として尊重されるものであるとの理念にのっとり、性的指向及びジェンダーアイデンティティを理由とする不当な差別はあってはならないものであるとの認識の下に、相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会の実現に資することを旨として行われなければならない。

### (国の役割)

第四条 国は、前条に定める基本理念(以下単に「基本理念」という。)にのっとり、性的指向及びジェンダーアイデンティティの多様性に関する国民の理解の増進に関する施策を策定し、及び実施するよう努めるものとする。

### (地方公共団体の役割)

第五条 地方公共団体は、基本理念にのっとり、国との連携を図りつつ、その地域の実情を踏まえ、性的指向及びジェンダーアイデンティティの多様性に関する国民の理解の増進に関する施策を策定し、及び実施するよう努めるものとする。

（事業主等の努力）

第六条 事業主は、基本理念にのっとり、性的指向及びジェンダーアイデンティティの多様性に関するその雇用する労働者の理解の増進に関し、普及啓発、就業環境の整備、相談の機会の確保等を行うことにより性的指向及びジェンダーアイデンティティの多様性に関する当該労働者の理解の増進に自ら努めるとともに、国又は地方公共団体が実施する性的指向及びジェンダーアイデンティティの多様性に関する国民の理解の増進に関する施策に協力するよう努めるものとする。

2 学校（学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号）第一条に規定する学校をいい、幼稚園及び特別支援学校の幼稚部を除く。以下同じ。）の設置者は、基本理念にのっとり、性的指向及びジェンダーアイデンティティの多様性に関するその設置する学校の児童、生徒又は学生（以下この項及び第十条第三項において「児童等」という。）の理解の増進に関し、家庭及び地域住民その他の関係者の協力を得つつ、教育又は啓発、教育環境の整備、相談の機会の確保等を行うことにより性的指向及びジェンダーアイデンティティの多様性に関する当該学校の児童等の理解の増進に自ら努めるとともに、国又は地方公共団体が実施する性的指向及びジェンダーアイデンティティの多様性に関する国民の理解の増進に関する施策に協力するよう努めるものとする。

（施策の実施の状況の公表）

第七条 政府は、毎年一回、性的指向及びジェンダーアイデンティティの多様性に関する国民の理解の増進に関する施策の実施の状況を公表しなければならない。

（基本計画）

第八条 政府は、基本理念にのっとり、性的指向及びジェンダーアイデンティティの多様性に関する国民の理解の増進に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、性的指向及びジェンダーアイデンティティの多様性に関する国民の理解の増進に関する基本的な計画（以下この条において「基本計画」という。）を策定しなければならない。

- 2 基本計画は、性的指向及びジェンダーアイデンティティの多様性に関する国民の理解を増進するための基本的な事項その他必要な事項について定めるものとする。
- 3 内閣総理大臣は、基本計画の案を作成し、閣議の決定を求めなければならない。
- 4 内閣総理大臣は、前項の規定による閣議の決定があったときは、遅滞なく、基本計画を公表しなければならない。
- 5 内閣総理大臣は、基本計画の案を作成するため必要があると認めるときは、関係行政機関の長に対し、資料の提出その他必要な協力を求めることができる。
- 6 政府は、性的指向及びジェンダーアイデンティティの多様性をめぐる情勢の変化を勘案し、並びに性的指向及びジェンダーアイデンティティの多様性に関する国民の理解の増進に関する施策の効果に関する評価を踏まえ、おおむね三年ごとに、基本計画に検討を加え、必要があると認めるときは、これを変更しなければならない。
- 7 第三項から第五項までの規定は、基本計画の変更について準用する。

(学術研究等)

第九条 国は、性的指向及びジェンダーアイデンティティの多様性に関する学術研究その他の性的指向及びジェンダーアイデンティティの多様性に関する国民の理解の増進に関する施策の策定に必要な研究を推進するものとする。

(知識の着実な普及等)

第十条 国及び地方公共団体は、前条の研究の進捗状況を踏まえつつ、学校、地域、家庭、職域その他の様々な場を通じて、国民が、性的指向及びジェンダーアイデンティティの多様性に関する理解を深めることができるよう、心身の発達に応じた教育及び学習の振興並びに広報活動等を通じた性的指向及びジェンダーアイデンティティの多様性に関する知識の着実な普及、各般の問題に対応するための相談体制の整備その他の必要な施策を講ずるよう努めるものとする。

- 2 事業主は、その雇用する労働者に対し、性的指向及びジェンダーアイデンティティの多様性に関する理解を深めるための情報の提供、研修の実施、普及啓発、就業環境に関する相談体制の整備その他の必要な措置を講ずるよう努めるものとする。
- 3 学校の設置者及びその設置する学校は、当該学校の児童等に対し、性的指向及びジェンダーアイデンティティの多様性に関する理解を深めるため、家庭及び地域住民その他の関係者の協力を得つつ、教育又は啓発、教育環境に関する相

談体制の整備その他の必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

（性的指向・ジェンダーアイデンティティ理解増進連絡会議）

第十一条 政府は、内閣官房、内閣府、総務省、法務省、外務省、文部科学省、厚生労働省、国土交通省その他の関係行政機関の職員をもって構成する性的指向・ジェンダーアイデンティティ理解増進連絡会議を設け、性的指向及びジェンダーアイデンティティの多様性に関する国民の理解の増進に関する施策の総合的かつ効果的な推進を図るための連絡調整を行うものとする。

（措置の実施等に当たっての留意）

第十二条 この法律に定める措置の実施等に当たっては、性的指向又はジェンダーアイデンティティにかかわらず、全ての国民が安心して生活することができることとなるよう、留意するものとする。この場合において、政府は、その運用に必要な指針を策定するものとする。

附 則 抄

（施行期日）

第一条 この法律は、公布の日から施行する。

（検討）

第二条 この法律の規定については、この法律の施行後三年を目途として、この法律の施行状況等を勘案し、検討が加えられ、その結果に基づいて必要な措置が講ぜられるものとする。